

機構の業務

貸付業務

1.貸付対象	18
2.貸付けの種類	20
3.貸付利率	20
4.償還期限	22
5.貸付けの審査体制	23
6.公営競技納付金等による利下げ	23
7.貸付実績の推移	24
8.平成21年度の貸付実績	26
9.平成21年度受託貸付の状況	33
10.平成22年度貸付計画	34
11.補償金免除繰上償還	34

地方支援業務	35
--------	----

資金調達業務

1.機構債券の種類	36
2.機構債券発行の基本的なスタンス	37
3.機構債券の特徴	38
4.資金調達実績の推移	39
5.平成21年度の資金調達実績	40
6.平成22年度の資金調達計画	44



- 地方債計画に計上された公的資金として、貸付けを実施します。
 - 地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債について長期かつ低利の資金を融通し、これによって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与します。
- また、貸付けに際しては必要な審査を適切に行います。

1. 貸付対象

貸付先は地方公共団体のみを対象としています。

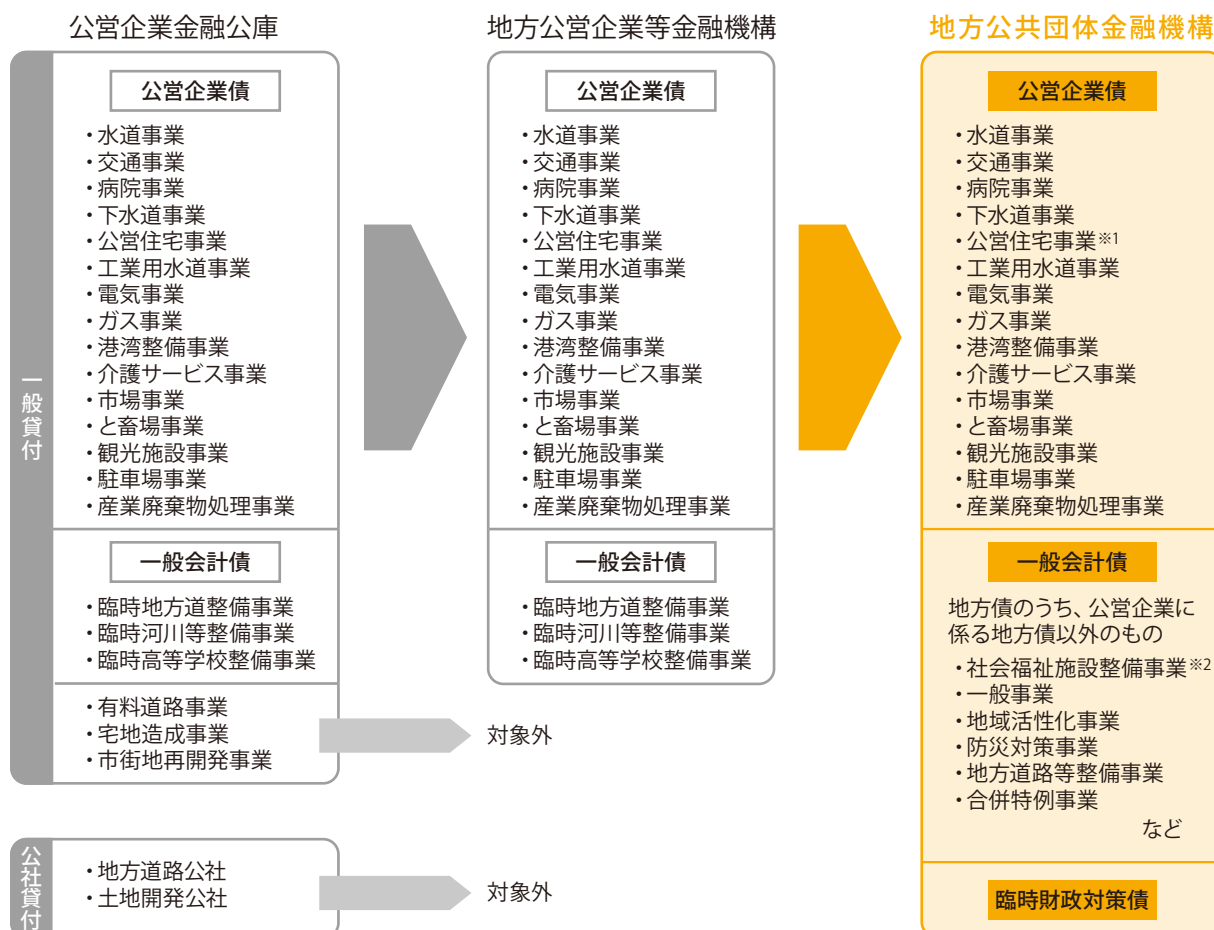
貸付対象は、旧公営企業金融公庫においては合計21事業及び公社貸付となっておりましたが、平成20年10月の地方公営企業等金融機構の業務開始時に、合計18事業への絞り込み（公社貸付は廃止）が行われました。

平成21年6月の地方公共団体金融機構への改組により、これまで、主として公営企業債であった貸付対象を、広く一般会計債に拡充しました。

具体的には、平成21年度は地域活性化事業、防災対策事業、合併特例事業、臨時財政対策債が新たに対象事業となり、平成22年度からは社会福祉施設整備事業が追加されます。

今後も地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応していきます。

貸付対象事業の推移



※1 公営住宅事業は地方公共団体金融機構法上「公営企業」として規定。
 ※2 社会福祉施設整備事業は平成22年度から新たに貸付対象になりました。

2. 貸付けの種類

機構の貸付業務は、地方公共団体に対し、長期、安定、低利の貸付けを「一般貸付」として実施しています。

一般貸付を貸付期間により区別すると、「長期貸付」、起債同意・許可の見込が確実な事業に対して長期貸付までのつなぎ資金を同意・許可前に貸し付ける「同意・許可前貸付」及び同一年度内に償還が行われる一時借入金の資金を貸し付ける「短期貸付」の3種類があります。

また、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う地方公共団体向けの「受託貸付」も行っています。

3. 貸付利率

貸付利率は、基準利率、特別利率及び臨時特別利率の3種類があります。

基準利率は、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のそれぞれのキャッシュ・フローの割引現在価値とが等しくなるよう定めた利率です。

貸付対象事業のうち、住民生活にとって特に重要な事業等については、基準利率より優遇し設定する特別利率（基準利率－0.30%）、臨時特別利率（基準利率－0.35%）が適用されます。

なお、平成21年度の貸付利率の推移は次のとおりとなっており、特別利率及び臨時特別利率は同時期の財政融資資金の貸付利率と同水準となっています。

これは、機構資金利率については、同一償還条件の財政融資資金利率を下限としているためです。

■ 平成21年度における貸付利率の推移

年月 区分	21年4月	21年5月	21年6月	21年7月	21年8月	21年9月
機構利率改定日	4/20	5/25	6/17	7/21	8/19	9/17
基 準 利 率	2.20%	→	2.25%	2.05%	2.20%	2.10%
特 別 利 率	2.00%	2.10%	2.20%	2.00%	2.10%	2.00%
臨時特別利率	2.00%	2.10%	2.20%	2.00%	2.10%	2.00%
財政融資資金利率	2.00%	2.10%	2.20%	2.00%	2.10%	2.00%

年月 区分	21年10月	21年11月	21年12月	22年1月	22年2月	22年3月
機構利率改定日	10/28	11/26	12/22	1/27	2/24	3/19
基 準 利 率	2.05%	2.15%	2.05%	2.15%	→	→
特 別 利 率	→	2.10%	1.90%	2.10%	→	→
臨時特別利率	→	2.10%	1.90%	2.10%	→	→
財政融資資金利率	→	2.10%	1.90%	2.10%	→	→

(注1) 平成21年4月及び平成21年5月は地方公営企業等金融機構の貸付利率(固定金利方式、28年償還(うち据置5年))を記載しています。

(注2) 平成21年6月～平成22年3月の貸付利率は固定金利方式、30年償還(うち据置5年)のものを記載しています。

(注3) 同一償還条件の財政融資資金利率が下限となるため、特別利率と臨時特別利率が同率になっています。

4.償還期限

貸付対象に応じて設定している償還期限は、従来は最長28年（平均約25年）でしたが、平成21年6月の改組を契機に、貸付対象ごとの償還期限の見直しを行い、平成21年度同意（許可）債からは最長30年とするなど、全般的に償還期限を延長しました。

主な貸付対象の償還期限は次のとおりです。

貸付対象事業		平成22年度同意（許可）債			
		固定金利		利率見直し（注）	
		償還期限	据置期間	償還期限	据置期間
一般会計債	公営住宅事業	年以内 25	年以内 5	年以内 25	年以内 5
	社会福祉施設整備事業	20	3	20	3
	一般事業	20	5	20	5
	地域活性化事業	30	5	30	5
	防災対策事業	30	5	30	5
	地方道路等整備事業	20	5	20	5
	合併特例事業	30	5	30	5
臨時財政対策債	都道府県	—	—	30	3
	政令指定都市				
	市町村	—	—	20	3
公営企業債	水道事業	30	5	30	5
	交通事業	30	5	30	5
	病院事業	30	5	30	5
	下水道事業	30	5	30	5
	工業用水道事業	30	5	30	5
	電気事業	30	5	30	5
	ガス事業	25	5	25	5
	港湾整備事業	20	5	30	5
	市場事業	25	5	25	5
	と畜場事業	20	5	20	5

（注）利率見直しは10年ごとの見直し

5. 貸付けの審査体制

機構では、地方債の同意（許可）手続きにより、事業の内容、適法性及び償還確実性等が確認されていることを前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しています。

- ① 貸付予定の地方公共団体・公営企業について、地方公共団体財政健全化法に定める健全化判断比率等を用いて、各団体の財政状況と各公営企業の経営状況を把握するとともに、必要に応じ都道府県の市区町村担当課等からヒアリングを実施します。
- ② 貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。
- ③ 貸付後、現地調査を行い、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、財政状況・経営状況を把握します。

① 貸付予定団体・企業の確認

- 財政状況・経営状況の把握
- ヒアリングの実施

② 貸付時における確認

- 同意（許可）額の把握等
- 借入申込書類の確認

貸付けの実行

③ 貸付後の確認

現地調査の実施

6. 公営競技納付金等による利下げ

特別利率、臨時特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金により積み立てられた地方公共団体健全化基金の運用益及び自己財源により賄われることとなります。

公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の収益の均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れるもので、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を貸付利率の引き下げの財源として活用しています。

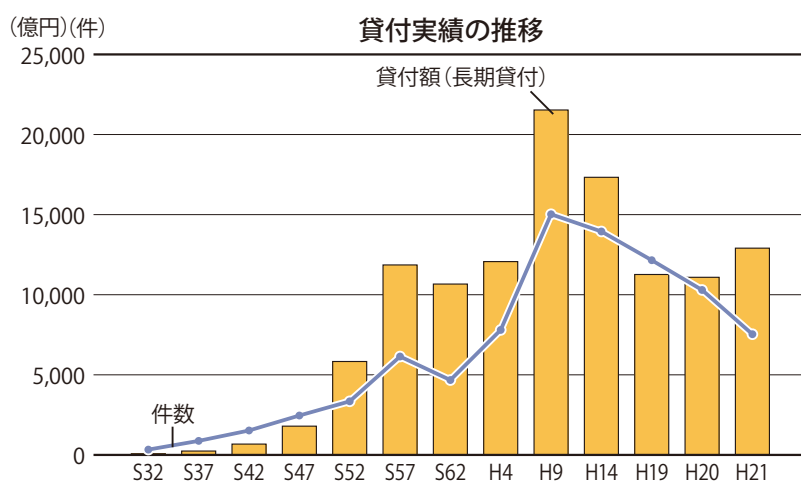
7.貸付実績の推移

(1) 全体の貸付実績の推移

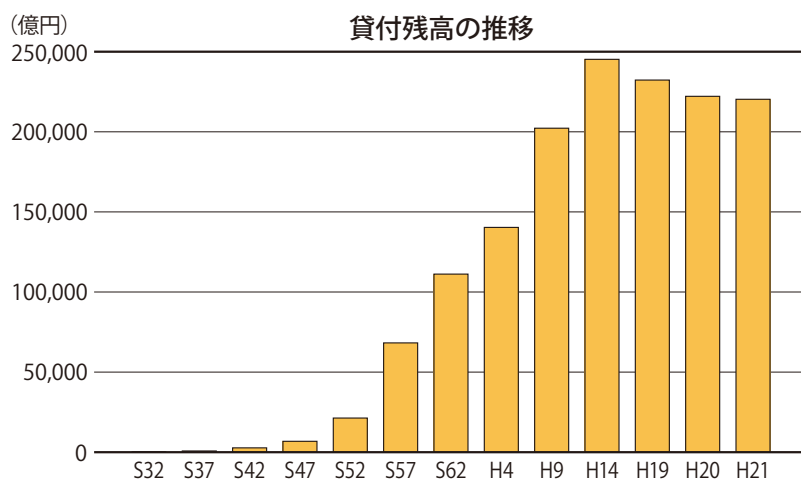
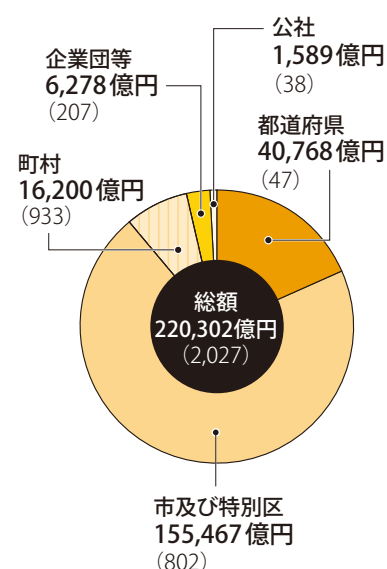
旧公庫の貸付残高は、昭和 49年度に 1兆円、56年度に 5兆円を超え、61年度には 10兆円、平成 9年度には 20兆円、平成 16年度には 25兆円に達し、平成 20年 10月、22兆 4,586億円を機構が引き継ぎました。

平成 21年度は 1兆 2,907億円の長期貸付が行われ、平成 21年度末における貸付残高は 22兆 302億円となっています。

また、貸付けを行っている地方公共団体等の数は、平成 21年度末現在では、全都道府県をはじめとして 2,027団体に及んでいます。残高ベースでの内訳は、市及び特別区が 15兆 5,467億円で最も多く全体の 71%を占めています。次いで、都道府県が 4兆 768億円で 18%、残り 2兆 4,067億円が町村及び企業団等で 11%となっています。



団体種別貸付残高(平成22.3.31 現在)
(受託貸付を除く) ()は貸付団体数



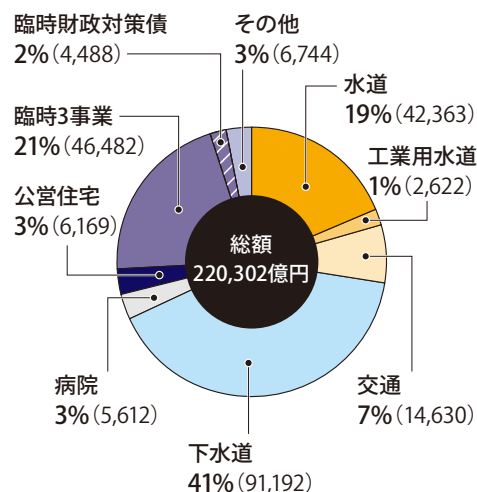
(2) 事業毎の貸付実績の推移

貸付けの実績を年度別事業別にみると、旧公庫期の昭和30年代は水道、電気、港湾が主な貸付対象でしたが、40年代には水道、地域開発、下水道が、50年代には下水道、水道、臨時3事業（臨時地方道、臨時河川等、臨時高等学校）が主な貸付対象事業となり、最近では下水道及び臨時3事業のウェイトが高くなっていました。

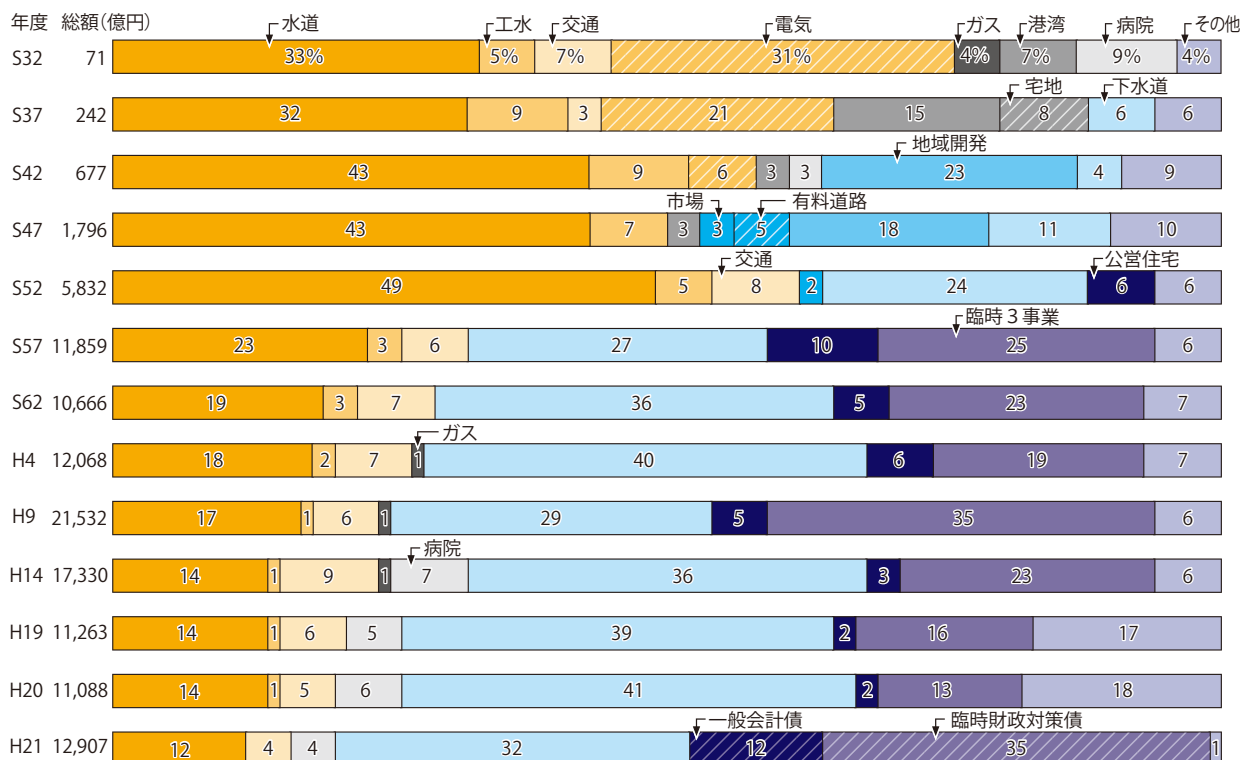
平成21年度からは、一般会計債と臨時財政対策債が新たに貸付対象となったことから、事業毎の構成比は大きく変化しています。

平成21年度末の貸付残高は22兆302億円で、これを事業別にみると下水道事業が最も多く全体の41.4%を占め、次いで臨時3事業21.1%、水道事業19.2%の順になっています。

事業別貸付残高（平成22.3.31 現在）
（受託貸付を除く）（ ）は単位：億円



年度別事業別長期貸付額構成比（受託貸付を除く）



（注1）同意・許可前貸付は長期貸付に振り替えられた年度に計上しています。

（注2）その他には、公営企業借換債を含んでいます。

（注3）四捨五入により、計が一致しない場合があります。

（注4）一般会計債には、公営住宅、平成18～20年度同意（許可）分の臨時3事業に係る貸付けを含んでいます。

8.平成21年度の貸付実績

(1) 貸付実績

平成21年度は、総額1兆2,907億円の貸付けを行いました。事業別の内訳については、まず、臨時財政対策債に対する貸付けが4,488億円で全体の34.8%、次に下水道が4,066億円で31.5%を占めています。このほか、地方道路等整備事業を中心に一般会計債に対し1,583億円（全体の12.3%）の貸付けを行いました。

(2) 事業ごとの内訳

【公営住宅事業】

公営住宅は、地方公共団体により建設され、平成20年度末では約218万戸が管理されています。

平成21年度の貸付額は、164億円となっています。



市営住宅賀露団地（鳥取市）

【一般事業】

地方財政法第5条等に規定する適債事業のうち、地方債計画の他の事業項目で措置されないすべての事業です。従来機構の貸付対象としていた臨時河川等整備事業（中小河川の整備）及び臨時高等学校整備事業（高等学校の老朽校舎の改築等）が平成21年度より地方債計画において一般事業に再編されました。

平成21年度の貸付額は、153億円となっています。



県立青森東高校（青森県）

（注）各事業の事業数等は平成20年度のものであります。なお、写真は既存の融資事業の例ですので、平成21年度に貸し付けた事業とは限りません。

【地域活性化事業】

地方公共団体が行う地域の活性化を実現するための基盤整備事業です。
平成21年度の貸付額は、0.6億円となっています。

【防災対策事業】

地方公共団体が行う災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災対策事業です。
平成21年度の貸付額は、1億円となっています。

【合併特例事業】

合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業や都道府県の構想に位置付けられた市町村の合併に伴い必要となる事業、合併市町村において都道府県等が行う交通基盤の整備事業です。
平成21年度の貸付額は、114億円となっています。

【地方道路等整備事業】

地方公共団体が単独事業として行う都道府県道、市町村道、農道及び林道等の整備事業です。従来機構の貸付対象としていた臨時地方道整備事業は平成21年度より地方債計画において地方道路等整備事業に再編されました。

平成21年度の貸付額は、1,150億円となっています。



町道32-1号線（京都府井手町）

【臨時財政対策債】

地方交付税の不足を補うため、地方財政法の規定に基づき、特別に発行を認められた地方債です。
平成21年度の貸付額は、4,488億円となっています。

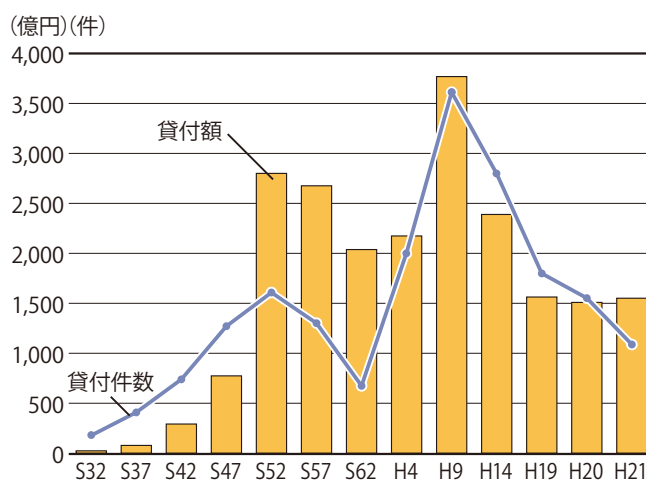
【水道事業】

地方公共団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）は、2,244 事業あり、年間約 189 億 m^3 の給水を行っており、給水人口は約 1 億 2,482 万人となっています。

平成 21 年度の貸付額は、1,551 億円となっています。



大井川広域水道企業団（静岡県）



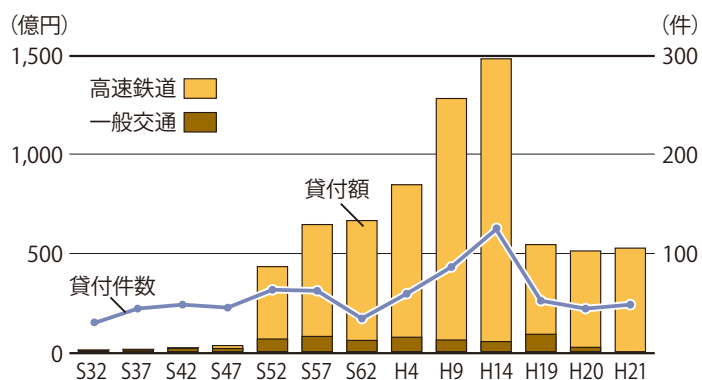
【交通事業】

地方公共団体が経営する交通事業は、83 団体 101 事業あり、年間延べ約 40 億人（1 日平均 1,112 万人）に利用されています。公営交通事業が旅客輸送機関に占める割合を年間輸送人員からみると、バスでは 24.9%、地下鉄では 72.5%となっています。

平成 21 年度の貸付額は、511 億円となっています。



市内電車環状線（富山市）



【病院事業】

地方公共団体が経営する病院事業は、665事業で、これらの事業が有する病院の数は936病院（一般病院891、結核病院1、精神科病院44）となっています。

平成21年度の貸付額は、533億円となっています。



県立こころの医療センター（三重県）

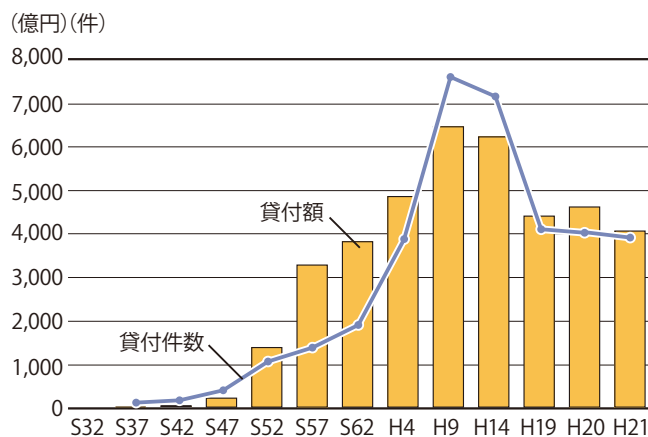
【下水道事業】

地方公共団体が行う下水道事業は、3,687事業で、平成20年度末における現在処理区域内人口は9,815万人、全国人口に対する現在処理区域人口の割合は75.9%となっています。

平成21年度の貸付額は、長期貸付額全体の約3割を占め、4,066億円となっています。



清水地区農業集落排水処理施設（岐阜県揖斐川町）



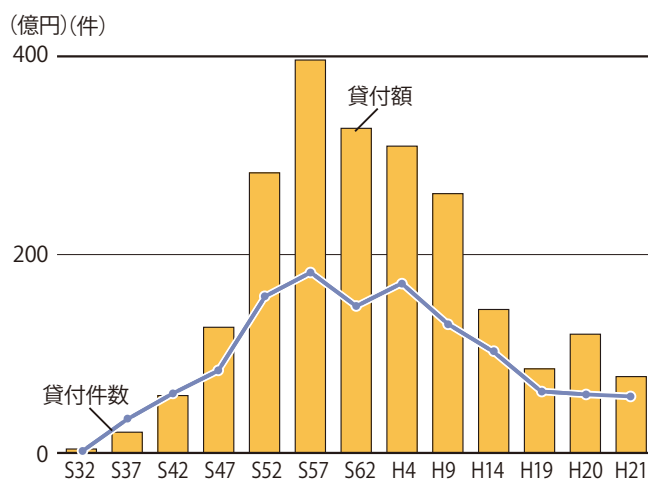
【工業用水道事業】

地方公共団体が経営する工業用水道事業は、151事業 260施設あり、6,150箇所の工場等に年間約47億m³を給水しています。

平成21年度の貸付額は、77億円となっています。



生田浄水場（川崎市）



【電気事業・ガス事業】

地方公共団体が経営する電気事業は、70事業 388発電所で、発電能力は最大出力319万kW、年間発電電力量は107億kWhに達しています。また、地方公共団体は、34のガス事業を経営し、94万戸の家庭に年間385億MJのガスを供給しています。

平成21年度の貸付額は、17億円となっています。



仁右エ門用水発電所（富山県）

【港湾整備事業】

地方公共団体が経営する港湾整備事業は、104事業で、埋め立て、荷役機械、上屋、倉庫、貯木場、引船などの事業を行っています。

平成21年度の貸付額は、41億円となっています。



アイランドシティコンテナターミナル ガントリークレーン（福岡市）

【介護サービス事業】

地方公共団体が運営する介護サービス事業は、621事業となっています。介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等の整備事業及び介護のために必要な機械機具の整備事業に対して貸付けを行っています。

平成21年度の貸付額は、2億円となっています。



無田ヶ原口・福祉複合施設おとずれ（萩市）

【市場事業】

地方公共団体が経営する市場事業は、176事業で、年間の取扱量は、そ菜793万トン、果実283万トン、水産物431万トン、肉類その他81万トンに達し、生活物資の流通の近代化に貢献しています。

平成21年度の貸付額は、16億円となっています。



中央卸売市場（盛岡市）

【と畜場事業】

地方公共団体が経営すると畜場事業は、74事業で、平成20年度における年間処理実績は411万頭となっています。

平成21年度の貸付額は、0.6億円となっています。



食肉流通センター（金沢市）

【観光施設事業（産業廃棄物処理事業を含む。）】

観光施設事業は、休養宿泊事業152事業をはじめ、ロープウェイ62事業、その他観光事業(温泉、城、資料館、動植物園等) 176事業の合計390事業が行われています。

平成21年度の貸付額は、4億円となっています。



旭山動物園（旭川市）

【駐車場事業】

地方公共団体が経営する駐車場事業は、233事業681施設であり、公営駐車場の収容能力は約12万3千台、1日平均利用台数は約17万5千台となっています。

平成21年度の貸付額は、16億円となっています。



川口駅東口地下公共駐車場（川口市）

9. 平成 21 年度受託貸付の状況

公有林整備事業及び草地開発事業については、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて貸付を行っています。

平成21年度の受託貸付の総額は34億52百万円、内訳は、公有林整備事業が32億94百万円、草地開発事業が1億58百万円となっています。

区分	公有林整備事業		草地開発事業		計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	構成比
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	%
都道府県	64	2,215	3	40	67	2,255	65.3
市	103	725	1	52	104	777	22.5
町村	70	353	7	67	77	420	12.2
組合等							
計	237	3,294	11	158	248	3,452	100.0

(注) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

また、受託貸付の残高は、公有林整備事業が25,818件、3,372億19百万円、草地開発事業が1,586件、223億1百万円の合わせて27,404件、3,595億19百万円となっています。

10. 平成22年度貸付計画

平成22年度地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域主権の確立に向け、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定されました。

その結果、平成22年度の地方債計画の総額は15兆8,976億円（対前年度比1兆7,132億円、12.1%の増）となり、地方公共団体金融機構資金は2兆1,590億円が計上されました。（詳しくは参考資料109ページをご参照ください。）

この地方債計画を踏まえ、平成22年度における一般貸付に係る貸付計画額は、一般会計債3,946億円、臨時財政対策債7,887億円、公営企業債7,198億円、公営企業借換債300億円の合計1兆9,331億円の予定となっています。（詳しくは参考資料103ページをご参照ください。）

また、受託貸付に係る貸付計画額は30億円の予定となっています。

11. 補償金免除繰上償還

国において、平成19年度から平成21年度までの措置として5兆円規模の公債費負担軽減対策が講じられ、そのうち旧公庫においては、平成19年度及び20年度の2ヶ年で約1兆2,700億円を実施してきたところですが、深刻な地域経済の低迷等の事態を踏まえ、平成22年度地方財政対策の中で、この措置を3年間延長することとされました。

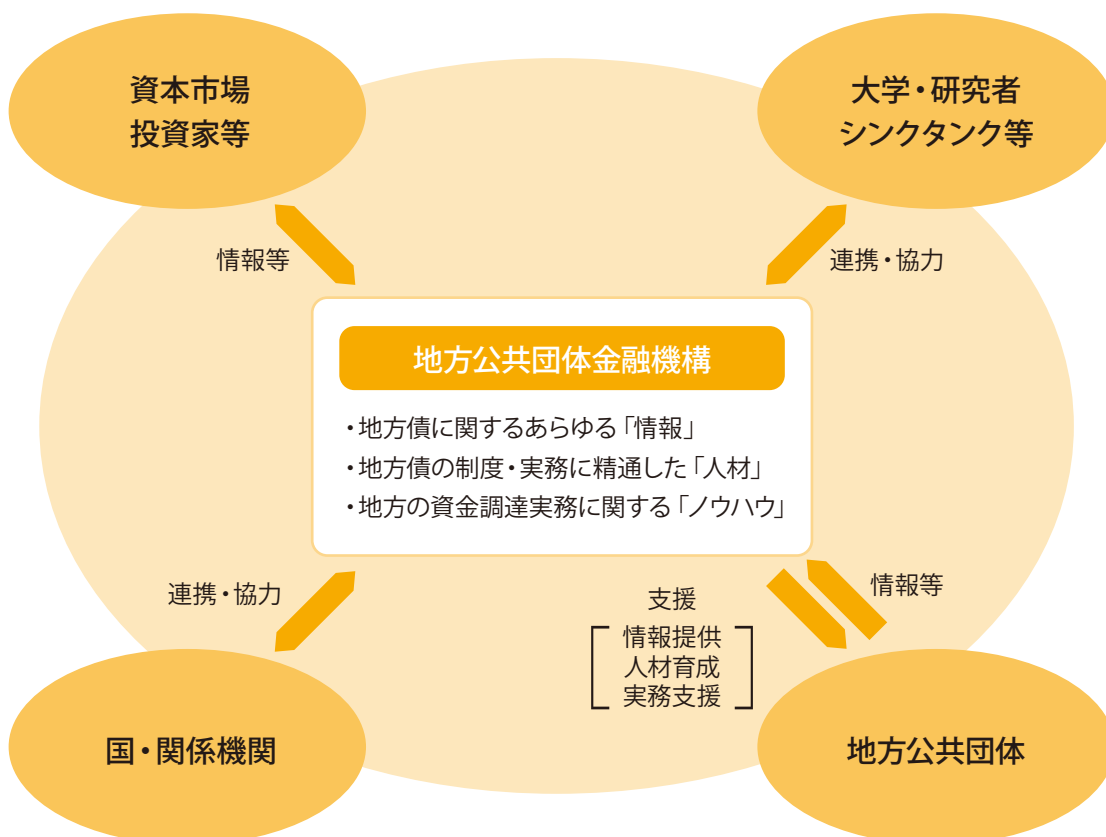
その概要は、財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成22年度から3年間で1.1兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を実施し、高金利の地方債の公債費負担を軽減するというものです。

当機構におきましても、この国における公債費負担軽減対策の決定を受けて、行政改革・経営改革を行うものとして国から要請のあった地方公共団体を対象に、平成22年度から平成24年度までの3年間で総額3,200億円以内の補償金免除繰上償還（借換債含む。）に応じることとし、平成22年度においては、1,000億円程度の補償金免除繰上償還（うち公営企業借換債300億円）を実施します。

機構は、地方債を取り巻く環境が大きく変化する中で、地方公共団体がこうした環境に対応し、資本市場からの資金調達を効率的に行っていくために必要な支援を実施します。

支援の実施に当たっては、機構が情報の結節点としての機能を果たせるよう、関係機関との連携等を通じ地方支援のネットワークの形成を図るとともに、民間人材の活用も含めて体制の整備を行います。

具体的には、地方公共団体の資金調達等について調査研究を行い、その研究成果を情報提供する「調査研究・情報提供事業」、地方行財政、金融、経済、会計等に関する基礎知識のみならず、実務に関するスキル・ノウハウの取得も視野に置いた地方公共団体の「人材育成事業」及び地方公共団体の資金調達に係る実務に対し、関係団体との連携等により支援を実施する「実務支援事業」等に取り組みます。



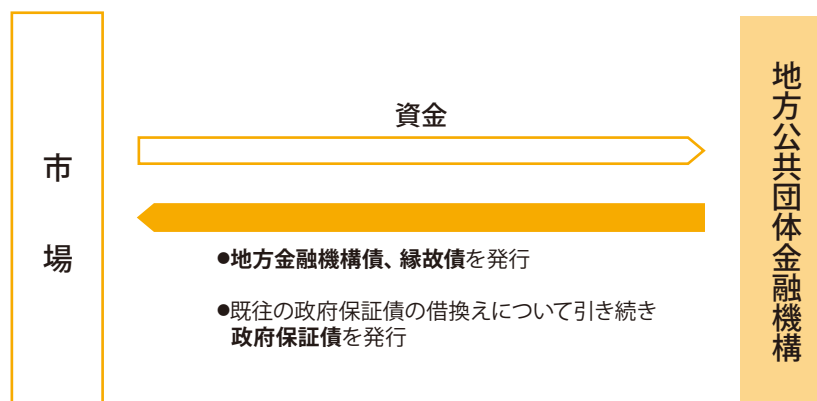


地方公共団体の地方債資金共同調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの削減を図りながら、安定的な調達を行います。

1. 機構債券の種類

貸付業務等に必要な資金調達については、政府保証のない一般担保付公募債（地方金融機構債）の発行を基本とします。また、地方公務員共済組合連合会の引受けによる縁故債の発行を組み合わせで行います。

旧公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証債の借換えについては、政府保証債の発行によって行います。



2. 機構債券発行の基本的なスタンス

必要な資金を安定的に資本市場から調達するため、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていく等を通じて、資本市場からの確固たる信認を維持しながら債券発行を行います。また、市場環境や市場ニーズに応じた機動的な債券発行に努めていきます。

(1) 資金調達手段の多様化

安定的な資金調達を行っていく観点から、10年債の発行を中心としつつ、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理の観点や調達コストを考慮しながら、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な債券発行に努めます。

債券発行を行うに当たっては、特に10年債の毎月発行等により継続的な投資家需要の確保を図るとともに、FLIP (Flexible Issuance Program) の活用により、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた債券発行を行います。

また、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、調達コストの削減が図られるよう、多様な市場における債券発行に努めていきます。

(2) 情報開示の徹底

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理の状況についてのディスクロージャーを適切に実施します。

また、機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、機構に対する確固たる信認を確保できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等のIRを積極的に実施します。このほか、投資家の投資計画策定に資するよう、半期毎に債券発行計画を公表します。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献していきます。

3. 機構債券の特徴

機構が発行する地方金融機構債は、以下のような特徴から、少なくとも地方債と同様のステータスを持った、信用力の極めて高い債券であり、いわば「スーパー地方債」であると考えています。

- ・機構は地方の資金共同調達機関であり、すべての都道府県・市区町村の出資により設立された公的な機関であること
- ・機構の貸付先である地方公共団体のデフォルトはこれまで一度もないことから、機構資産の安定性は高いといえること
- ・金利変動準備金等により万全の財務基盤が確保されていること
- ・機構法において、機構解散時の最終弁済責任が地方公共団体とされていることから、償還確実性が担保されていること

機構は、スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）及び格付投資情報センター（R&I）より、日本国内の公共債発行機関では最高位の発行体格付けを取得しています。また、機構のリスクウェイトの κατηγοリーは10%となっています。

このほか、平成22年度より、海外投資家（非居住者、外国法人等）が受け取る機構債券等の利子等について非課税とする税制上の措置が講じられています。

※非課税措置の対象となるのは、平成25年3月31日までに発行される機構債券等の利子等のうち、平成22年6月1日以後にその計算期間が開始するものとなっています。

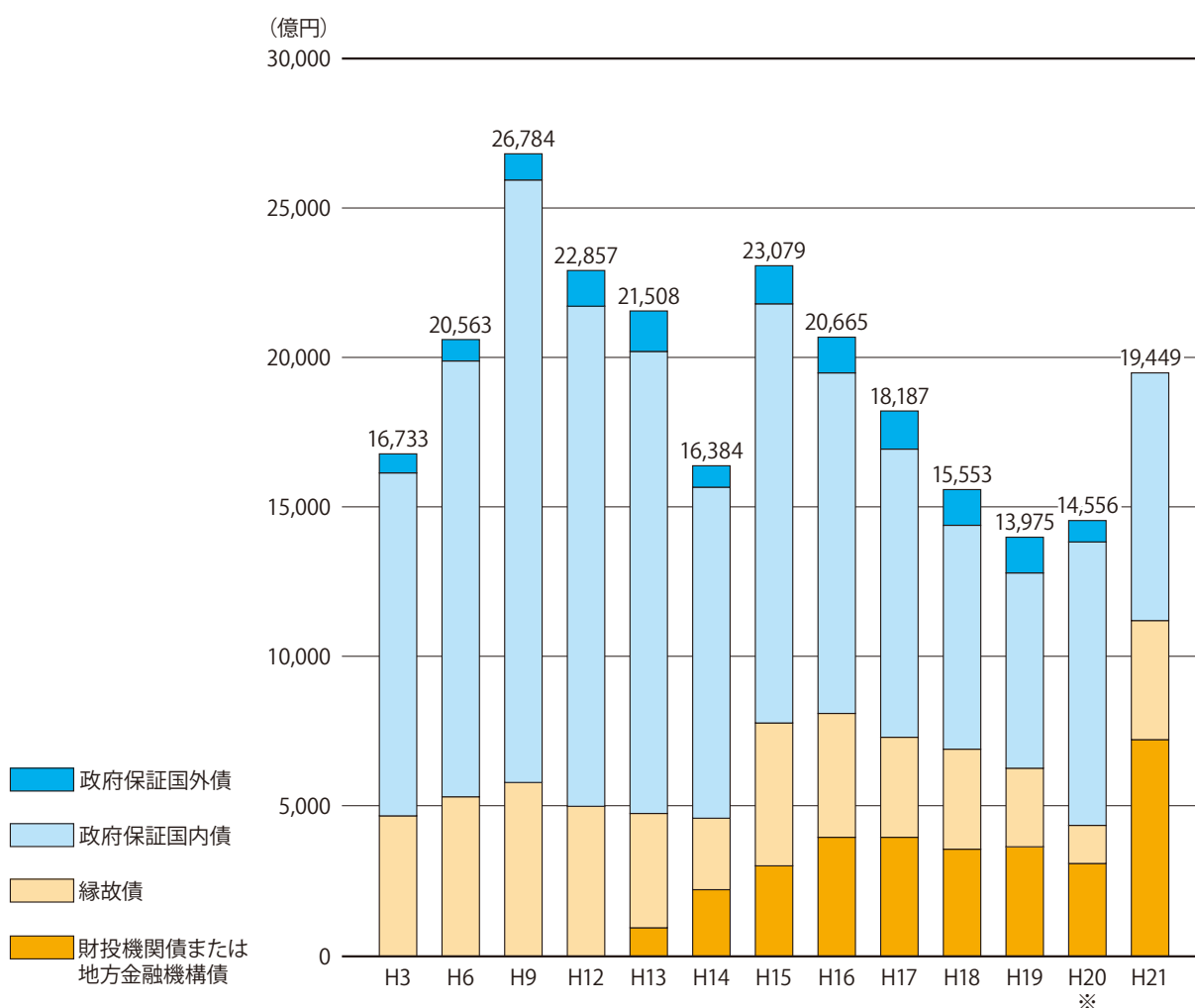
発行体格付（依頼）	(平成 22.3.31 現在) S&P: AA Moody's: Aa2 R&I: AAA	
BISリスク・ウェイト	地方金融機構債: 10%	(参考) 政府保証債: 0% 国債・地方債: 0%
一般担保	機構債券の債権者は、機構の財産において他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。この先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。(地方公共団体金融機構法第40条)	

4. 資金調達実績の推移

機構では政府保証債（国内債、国外債）及び非政府保証債（公募債、縁故債）を発行しています。

非政府保証公募債としては、旧公庫は平成13年度から財投機関債を発行しました。平成20年度の機構の業務開始以降は、地方金融機構債を発行しています。

平成21年度の債券発行総額は、1兆9,449億10百万円となっています。

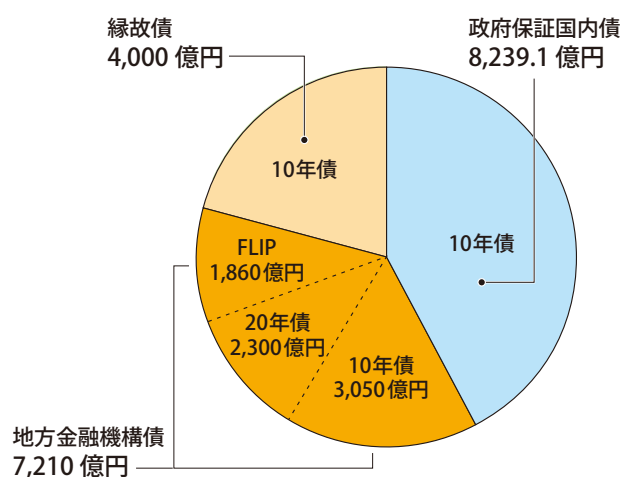


5. 平成 21 年度の資金調達実績

平成21年度における地方金融機構債の発行総額（額面）は7,210億円であり、その内訳は10年債3,050億円、20年債2,300億円、FLIP1,860億円となっています。地方公務員共済組合連合会の引受による縁故債の発行額は10年債4,000億円となっています。

また、既往の政府保証債の借換えについて、政府保証国内債10年債8,239億10百万円を発行しました。

この結果、公庫から承継した債券も含め、機構債券の平成21年度末発行残高は18兆5,549億円となっています。



<参考> FLIPの概要

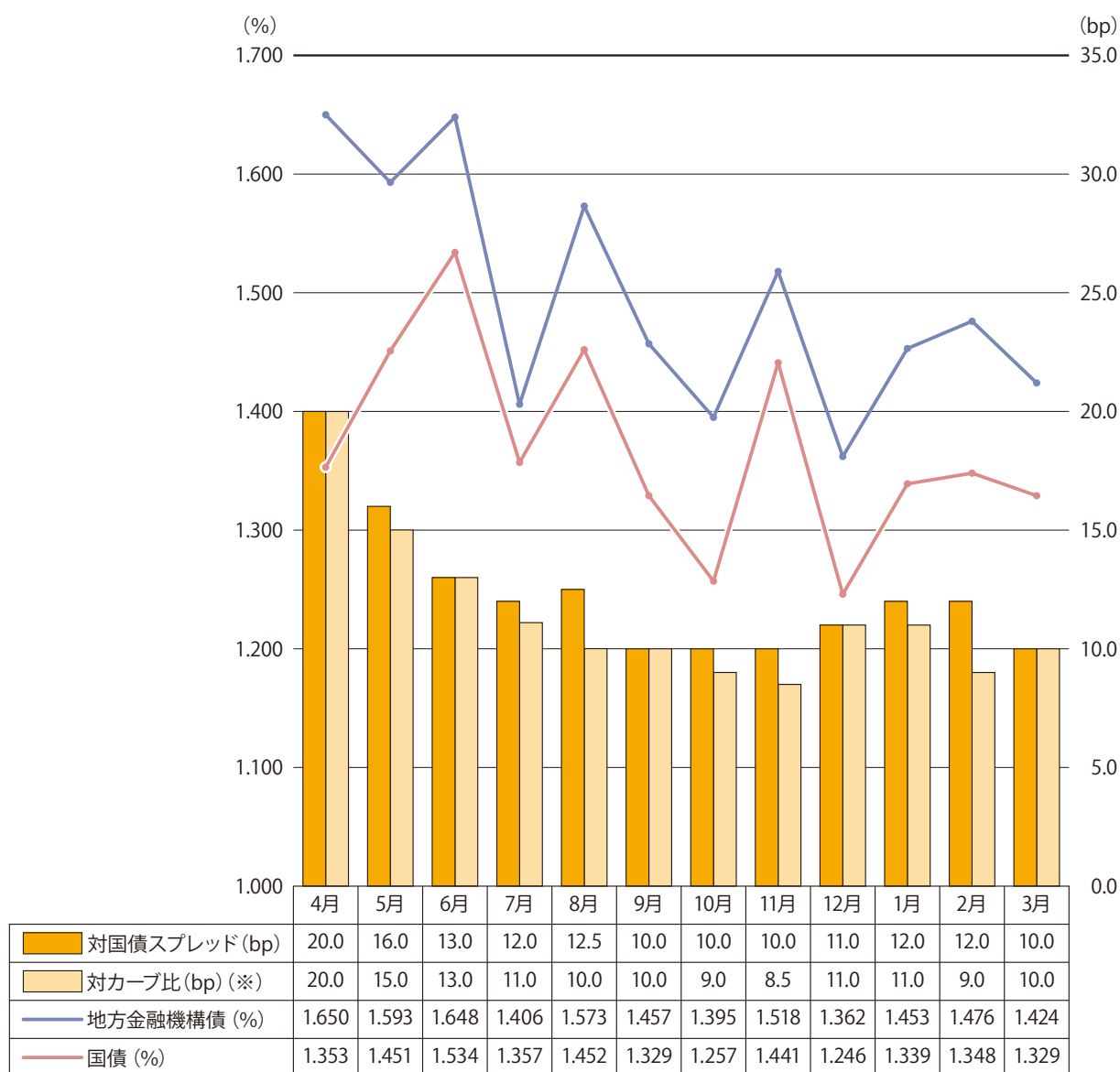
年限や発行額など投資家ニーズに柔軟かつ迅速に対応して起債する機構独自の仕組み

○債券の年限 3年～30年（ただしベンチマーク年限は除く）

○1回の発行額 30億円以上

○アレンジャー（証券会社）の提案を受けて速やかに発行するかしないかを判断する

(参考) 地方金融機構債(10年債)の利回りの推移



※対カーブ比は機構が独自に算出した理論値。

■ 地方公営企業等金融機構債

種別	年限	回号	発行額(億円)	表面利率(%)	発行価額(円)	発行日
地方金融機構債	10年	第3回	300	1.650	100.00	21.4.28
	10年	第4回	300	1.593	100.00	21.5.28
	20年	第2回	350	2.290	100.00	21.4.30

種別	年限	回号	発行額(億円)	表面利率(%)	発行価額(円)	発行日
縁故債	10年	A号第1回	600	1.73	100.00	21.4.30
	10年	A号第2回	600	1.69	100.00	21.5.26

種別	年限	回号	発行額(億円)	表面利率(%)	発行価額(円)	発行日
政府保証国内債	10年	第7回	700	1.4	99.65	21.4.15
	10年	第8回	700	1.5	100.00	21.5.25

■ 地方公共団体金融機構債

種別	年限	回号	発行額(億円)	表面利率(%)	発行価額(円)	発行日
地方金融機構債	10年	第1回	250	1.648	100.00	21.6.18
	10年	第2回	250	1.406	100.00	21.7.21
	10年	第3回	250	1.573	100.00	21.8.20
	10年	第4回	250	1.457	100.00	21.9.17
	10年	第5回	250	1.395	100.00	21.10.22
	10年	第6回	250	1.518	100.00	21.11.24
	10年	第7回	200	1.362	100.00	21.12.17
	10年	第8回	250	1.453	100.00	22.1.22
	10年	第9回	250	1.476	100.00	22.2.19
	10年	第10回	250	1.424	100.00	22.3.18
	20年	第1回	300	2.266	100.00	21.6.25
	20年	第2回	350	2.266	100.00	21.8.13
	20年	第3回	350	2.120	100.00	21.10.16
	20年	第4回	300	2.120	100.00	21.12.10
	20年	第5回	450	2.220	100.00	22.1.22
	20年	第6回	200	2.242	100.00	22.3.18
	8年	F1回	250	1.141	100.00	21.7.22
	18年	F2回	100	2.077	100.00	21.7.23
	16年	F3回	100	1.993	100.00	21.7.27
	21年	F4回	50	2.200	100.00	21.9.17

種別	年限	回号	発行額(億円)	表面利率(%)	発行価額(円)	発行日
地方金融機構債	17年	F5回	70	2.016	100.00	21.9.30
	19年	F6回	50	2.138	100.00	21.9.25
	7年	F7回	60	0.960	100.00	21.10.27
	26年	F8回	40	2.317	100.00	21.10.29
	27年	F9回	40	2.327	100.00	21.10.29
	28年	F10回	40	2.332	100.00	21.10.29
	17年	F11回	40	2.049	100.00	21.10.29
	12年	F12回	30	1.682	100.00	21.10.30
	19年	F13回	60	2.160	100.00	21.10.30
	19年	F14回	70	2.186	100.00	21.11.24
	9年	F15回	250	1.259	100.00	21.12.3
	17年	F16回	100	2.042	100.00	22.1.7
	12年	F17回	40	1.625	100.00	22.1.29
	8年	F18回	260	1.139	100.00	22.2.4
	8年	F19回	110	1.141	100.00	22.3.26
	9年	F20回	100	1.280	100.00	22.3.29

種別	年限	回号	発行額(億円)	表面利率(%)	発行価額(円)	発行日
縁故債	10年	A号第1回	300	1.53	100.00	21.7.31
	10年	A号第2回	300	1.48	100.00	21.10.30
	10年	A号第3回	400	1.44	100.00	21.11.30
	10年	A号第4回	600	1.45	100.00	22.1.29
	10年	A号第5回	600	1.45	100.00	22.2.26
	10年	A号第6回	600	1.42	100.00	22.3.23

種別	年限	回号	発行額(億円)	表面利率(%)	発行価額(円)	発行日
政府保証国内債	10年	第1回	700	1.5	99.25	21.6.15
	10年	第2回	700	1.4	99.90	21.7.15
	10年	第3回	700	1.5	99.90	21.8.17
	10年	第4回	700	1.3	99.35	21.9.14
	10年	第5回	700	1.2	99.15	21.10.20
	10年	第6回	700	1.4	99.15	21.11.18
	10年	第7回	700	1.2	99.35	21.12.14
	10年	第8回	700	1.3	99.25	22.1.20
	10年	第9回	600	1.4	100.00	22.2.16
	10年	第10回	639.1	1.3	99.40	22.3.15

6. 平成 22 年度の資金調達計画

貸付業務等に必要な資金調達については、地方金融機構債の発行を基本としつつ、地方公務員共済組合連合会の引受けによる縁故債の発行を組み合わせで行います。平成 22 年度は、地方金融機構債を 9,000 億円（うち 10 年債を 3,600 億円、20 年債を 2,400 億円、FLIP を 2,000 億円、その他（5 年債等）1,000 億円）、縁故債を 4,000 億円（全額 10 年債）発行する予定です。

旧公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証債の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、平成 22 年度は、国内債 6,500 億円、国外債 1,000 億円の計 7,500 億円を発行する予定です。

■ 地方金融機構債

債券の種類	年間発行予定額（億円）
10 年債	3,600
20 年債	2,400
FLIP	2,000
その他（5 年債等）	1,000
計	9,000

※ 10 年債については、原則毎月発行する予定です。

※ 20 年債については、年間 7 ～ 8 回程度発行する予定です。

■ 縁故債

債券の種類	年間発行予定額（億円）
10 年債	4,000

■ 政府保証債

債券の種類	年間発行予定額（億円）
国内債（10 年債）	6,500
国外債	1,000
計	7,500

（注 1）この計画は、貸付の実行状況、市場環境等により発行額を変更することがあります。

（注 2）発行に関する情報につきましては、発行の都度ホームページ等を通じてお知らせする予定です。（URL: <http://www.jfm.go.jp/index.html>）